

運営規定の概要

更新日：令和7年4月1日

フリガナ	シャカイフクシハウジン ホウジュンシャ ショウキボトクベツヨウゴロウジンホーム スバル	
名称	社会福祉法人 豊潤舎 小規模特別養護老人ホーム 昂	
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
事業所番号	1590100762	
フリガナ	オグマ カナ	
施設長	小熊 佳奈	
所在地	〒950-0922 新潟県新潟市中央区山二ツ 531 番地 1	
連絡先	電話	025-287-2450
	FAX	025-287-2451

緊急時における対応

○施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治医または施設の協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

事故発生の防止及び発生時の対応

- 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- ・事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
 - ・事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
 - ・事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。及び従業者に対する研修を定期的に行う
 - ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

虐待防止に関する事項

- 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る
 - ・虐待の防止のための指針を整備する。
 - ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - ・前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
 - ・施設は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかこれを市町村に通報するものとする。

身体拘束

- 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。
ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - ・身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - ・身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ・介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

非常災害対策

- 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。
- 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間または夜間想定訓練）を行う。
- 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように努めなければならない。
- 施設の所在する地域の環境及び入所者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定

運営推進会議

- 施設が行う地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
- 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、新潟市または、地域包括支援センターの職員および地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者で構成するものとする。
- 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。
- 運営推進会議は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。
- 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

秘密保持等

- 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。
- 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

施設の概要

更新日：令和7年4月1日

1 施設運営法人

名称	社会福祉法人 豊潤舎 (ほうじゅんしゃ)
所在地	〒950-0922 新潟市中央区山二ツ 531 番地 1
電話番号	025-257-7139
代表者氏名	理事長 荻荘 則幸 (おぎしょう のりゆき)
設立年月日	平成 17 年 10 月 24 日

2 ご利用施設

施設の種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (ユニット型) 平成 23 年 4 月 1 日指定
施設の目的	地域密着型施設サービス計画に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。
施設の名称	小規模特別養護老人ホーム 昴 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
施設の所在地	〒950-0922 新潟市中央区山二ツ 531 番地 1
電話・FAX 番号	TEL 025-287-2450 / FAX 025-287-2451
施設長	小熊 佳奈
開設年月日	平成 23 年 4 月 1 日
入所定員	29 名
当施設の運営方針	利用者一人一人の権利と人格を尊重します。 施設職員は自己啓発に努め、生活支援を実現します。 地域密着型サービスとして、当法人他、関連事業からの協力のもと利用者から「安心」、家族から「信頼」、地域から「期待」される施設運営を推進致します。 《運営理念》 私達は、雪のように真っ白い心で「初心」を忘れずに従事致します。 私達は、月のように明るく輝かしい笑顔で「風土」を構築致します。 私達は、花のように成長を続ける人財で「チーム」を育成致します。

3 居室の概要

居室	29室（個室）1ユニット定員10名以下 10名・10名・9名の3ユニット 1室 13.97 m ² ～
浴室	一般浴槽（リフト付き介助浴槽）1室 一般浴槽 1室 特殊浴槽 1室 20.96 m ²
医務室	1室 12.15 m ²
看護室 (ナースステーション)	各ユニットに1室（3.4 m ² ）計3室 10.2 m ²
食堂及び 機能訓練室	共同生活室：各ユニットに1室（44.9 m ² ）計3室 169.7 m ² 多目的ホール：35.0 m ²
相談室	1室 9.85 m ²

4 職員の配置基準

職種	実人員	指定基準	勤務体制
施設長	1	1	日勤 8：30～17：30
医師	内科医	必要数	水曜 週1回
看護職員	1以上	1	日勤 8：30～17：30
生活相談員	1以上	1	兼務勤務に同じ
介護職員	18名以上	10名以上	早番 7：00～16：00 日勤 8：30～17：30 遅番 10：00～19：00 夜勤 16：00～翌9：00
機能訓練指導員	1以上	1	日勤 8：30～17：30
介護支援専門員	1以上	1	兼務勤務に同じ
栄養士	1以上	1	日勤 9：00～17：00

5 サービス内容

(1) 日常生活支援

施設サービス 計画の立案	施設サービス計画の立案を行い、利用者様およびご家族様の同意に基づいて作成します。（適宜見直しを行っていきます）
介護	施設サービス計画に基づいた介護（食事、排泄、入浴、整容、移動介助、余暇活動等）を提供します。 また、寝たきり防止のため出来る限りの離床を促します。 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを配慮します。
入浴	週2回入浴を提供します。寝たきりの方は機械浴槽を使用します。 心身の状態に応じて清拭、または中止とさせていただく場合があります。
排泄	排泄の自立を促すため、身体能力を活かした援助を行います。

食事	<p>食事時間の目安 朝食 7:30～9:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～19:00 お食事は、基本的に食堂で提供します。状態等に応じ、居室での食事も可能です。お食事の時間は、ご本人様の希望により選択できます。インシュリン摂取、胃ろうの方は必要に応じて別途協議いたします。</p>
機能訓練 生活リハビリ	<p>機能訓練指導員より、利用者様の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下防止に努めます。 手芸、貼り絵などの生活リハビリを取り入れ、心理的機能の低下防止に努めます。</p>
洗濯	シーツ等のリース以外の衣類等は、施設で対応いたします。
理容サービス	月に1回、理容師による理容サービスが受けられます。 毎月希望確認を行います。1回2,200円
入院時日用品等の管理	利用者様が協力医療機関に入院した際の衣類、日用品等の補充管理を行います。おむつ代は実費となります。

(2) 余暇活動支援

趣味活動	音楽、書道等 週1回以上の活動を行います。
行事	個別の誕生会、納涼会、敬老会、新年会等の季節行事を行います。

(3) 保険・医療サービス

健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・看護職員を中心に日常的な健康管理を行います。 ・医療の必要性は嘱託医師、協力医療機関の医師が判断します。医療が必要と判断した場合には、利用者様または、ご家族様の責任のもと速やかに医療機関に通院もしくは入院していただきます。 ・定期健康診断を年1回行います。 ・インフルエンザ予防接種を年1回行います。
------	--

6 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人愛仁会 亀田第一病院
所在地	新潟市江南区西町 2-5-22
診療科	内科・呼吸器科・消化器科・麻酔科・外科・整形外科 形成外科・脳神経外科・皮膚科・肛門科・産婦人科・神経内科リハビリテーション科・泌尿器科
医療機関の名称	医療法人社団らぼーる新潟 ゆきよしクリニック
所在地	新潟市江南区稲葉 1-4-3
診療科	整形外科・リハビリテーション科
医療機関の名称	かざま歯科クリニック
所在地	新潟市江南区稲葉 1-5-6
診療科	歯科・小児歯科・矯正歯科

個人情報について

更新日：令和6年1月1日

1. 使用する目的

- ① 利用者に係わる居宅サービス計画を立案する為のサービス担当者会議での情報提供
- ② 介護支援専門員（ケアマネージャー）、地域包括支援センター、介護サービス事業所、自治体（保険者）、医療機関、その他社会福祉団体、福祉専門学校（介護者養成研修）等との連絡調整での情報提供
- ③ 介護保険事務における審査支払機関へのレセプト（介護報酬）の提出
- ④ 損害賠償保険等に係わる保険会社等への相談または届出
- ⑤ 当事業所内部での利用
 - ・ 事業所内でのカンファレンス、介護記録
 - ・ 施設内の展示物、掲示板への顔写真の掲載

2. 使用にあたっての条件

- ① 情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることの無いように細心の注意を払う。
- ② 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 使用する期間

入所時より利用者が当施設を退所するまで

秘密保持・個人情報の保護

○施設及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の個人情報（個人情報保護法における定義に従います。）を正当な理由なく第三者に漏らしません。
なお、この守秘義務は、契約終了後も同様です。

○前項の規定にかかわらず、施設は、以下の場合に限り利用者に関する心身等の情報を含む個人情報を提供できるものとします。その場合、個人情報利用の内容等の経過を記録します。

- ・ 介護サービスの提供を受けるに当たって、介護支援専門員と介護サービス施設との間で開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- ・ 上記以外で、介護支援専門員又は介護サービス施設との連絡調整のために必要な場合
- ・ 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師・看護師等に説明をする場合
- ・ 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- ・ 施設内の広報物又は家族会での説明等の場合

○利用者は、本契約の締結により前項の内容の個人情報の使用を了承するものとします。

＜お問合せ窓口＞ 担当者：生活相談員 平 恵理子
電話番号：025-287-2450
受付時間：月曜日～金曜日 8時半～17時半

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

更新日：令和7年4月1日

事業所又は施設名	社会福祉法人 豊潤舎 小規模特別養護老人ホーム 昂
サービスの種類	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口

苦情処理の窓口を以下のとおり設置する。

- ① 窓口設置場所 住所：新潟県新潟市中央区山二ツ 531 番地 1
事業所名：小規模特別養護老人ホーム 昂
電話番号：025-287-2450
窓口開設時間：午前8時30分から午後5時30分
- ② 受付担当職氏名 生活相談員：平 恵理子
- ③ 解決責任者職氏名 施設長：小熊 佳奈
- ④ 第三者委員 社会福祉法人 豊潤舎 田才 すみ子 新潟市中央区長潟2-7-28
社会福祉法人 豊潤舎 評議員 丸田 徹 新潟市江南区下早通2-2-14

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。

管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行う。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分かる場合)
④ 具体的な苦情・相談内容
⑤ その他参考となる事項

(3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。

(4) 相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

- ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
・サービスを提供した者からの概況説明
・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
・文書による回答案の検討
- ② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。
- ③ 利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告する。
- ④ 市や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ⑤ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

3 その他参考事項

行政機関その他苦情受付機関

新潟県国民健康保険団体連合会 介護サービス相談室	所在地：新潟市中央区新光町4-1 新潟県自治会館本館3階 電話番号025-285-3022 fax025-285-3350
新潟県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地：新潟市中央区上所2-2-2 電話番号025-281-5584 fax025-282-0548
新潟市役所福祉部介護保険課 介護給付認定審査係	所在地：新潟市中央区学校町通1番町602番地 電話番号025-226-1273 fax025-224-5531